（別紙）

御意見の概要及びそれに対する考え方

No.	いただいた御意見の概要	御意見に対する考え方
1	・該当箇所 P６（６）二酸化炭素の濃度の測定の方法　ロ イに掲げる方法と同等の精度を有する方法 ・意見内容 「イに掲げる方法と同等の精度を有する方法」として、「特定二酸化炭素ガスに含まれる二酸化炭素の濃度の測定の方法を定める省令（平成 19 年環境省令第 22 号）」に規定される「アルカリ吸収法（JIS K1106 準拠）」が含まれますか。 ・理由 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の基準と同様であることを確認させていただきたい。	海域の貯留層において貯蔵する二酸化炭素の濃度を測定する方法として、日本産業規格Ｋ1106 の 4・3・2 に定めるアルカリ吸収法が認められます。なお、貯留事業実施計画において記載された測定方法が日本産業規格に照らして適切なものであるかを審査により確認します。
	・該当箇所 P７（７）③ ハ（５）②ホの費用の見込額の減少による変更 ニ（５）②への費用の見込額の減少による変更 ・意見内容 「見込み額の減少による変更」のみが軽微な変更とされているが、５月７日意見募集締め切りの二酸化炭素の貯留事業に関する法律施行規則の全部を改正する省令案では「１０パーセント未満の増加」が軽微な変更とされております。一方で、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令案においては、「減少」のみが軽微な変更とされているようです。この基準が異なる理由を教えてください。 ・理由	御意見いただいた本省令における規定については「二酸化炭素の貯留事業に関する法律施行規則の全部を改正する省令」と同様の規定とするよう修正しています。

「二酸化炭素の貯留事業に関する法律施行規則案（全面改正案）」との平仄を合わせ、規制の統一性を図ることが適切と考えられます。海域特有の事情がない限り、同様の計画変更について異なる基準を適用することは、事業者が混乱する恐れがあります。	
・該当箇所 P８（９）②ロ 流量、注入量及び濃度 ・意見内容 「流量」とは導管・配管等を流れるCO2の速度のことであり、「注入量」とは貯留層に注入されたCO2量のこととの理解でよろしいでしょうか。 ・理由 本省令案において「流量」という用語の使用箇所が限定的であり、実務上、瞬時値（流量）と累積値（注入量）のどちらを指しているのか、あるいは他の項目と重複しているのかが不明瞭です。 監視実務における混乱を避けるため、法第43条に基づく報告事項として適切な用語定義への整理をお願いしたい。	本省令における「流量」は貯留層に注入する単位時間当たりの CO2 の量を、「注入量」はその累計の量を意味しています。
・該当箇所 P12 （15）②発生していない、又は発生するおそれがない （15）③発生していない、又は発生するおそれがない ・意見内容 二酸化炭素の漏えいに関する確認基準を、二酸化炭素の貯留事業に関する法律施行規則の全部を改正する省令案と整合させた方がよろしいのではないでしょうか。 ・理由 「又は（OR）」と「かつ（AND）」では、安全性を担保するための法的要件としての厳格さが異なるように思われます。	御意見いただいた本省令における規定については「二酸化炭素の貯留事業に関する法律施行規則の全部を改正する省令」と同様の規定とするよう修正しています。

	・該当箇所 P13　(19) 通知貯留区域管理業務に関する事項 ・意見内容 機構が行う通知貯留区域管理業務に関する届出事項について、5 月 7 日意見募集締め切りの二酸化炭素の貯留事業に関する法律施行規則の全部を改正する省令案では具体的に列記されているので、ここでも列記した方がよいのではないでしょうか。 ・理由 両者であえて変える理由がわからないため。	御意見いただいた本省令における規定については「二酸化炭素の貯留事業に関する法律施行規則の全部を改正する省令」と同様の規定とするよう修正しています。

※なお本件意見募集とは直接関係のない御意見（１件）もお寄せいただきましたが、こちらにつきましては、今後の CCS 政策の参考にさせていただきます。